

「農地利用集積円滑化事業」のご案内

平成21年12月に農業経営基盤強化促進法が改正され、新たに「農地利用集積円滑化事業」が創設されました。

「農地利用集積円滑化事業」の内容

農地利用集積円滑化団体（農地の貸借を仲介する組織をいい、小矢部市においては小矢部市担い手育成総合支援協議会）が利用調整を行って農地を面的にまとめることにより、地域農業の担い手（地域の認定農業者など）が効率的に利用できるようにする農業経営基盤強化促進法に基づく仕組みです。

小矢部市担い手育成総合支援協議会では、次の農地所有者代理事業を実施しています。

農地所有者代理事業

農地利用集積円滑化団体が、農地所有者からの委任を受けて、農地所有者を代理して農地の貸付けなどを行う事業です。（※この事業を活用する場合、農地所有者は、農地の受け手を指定することはできません。）



農地利用集積円滑化団体の役割

- ・ 農地所有者との契約内容（契約の種類、貸借期間、賃料など）に関する協議
- ・ 農地所有者との委任契約の締結
- ・ 農地の受け手との利用調整や農地の受け手の選定
- ・ 農地の受け手との契約内容（契約の種類、貸借期間、賃料など）に関する協議など

この事業に取り組み、農地の受け手となる方に奨励金を交付します

「農地利用集積円滑化事業」による農地の受け手となる方に対し、利用権が設定された面積に応じて奨励金「利用集積交付金」を交付します。

- ・ 交付要件（すべての要件を満たす必要があります）
 - ① 農地利用集積円滑化団体が、利用権設定の相手方の選定について農地所有者から委任を受け、農地の受け手（地域の認定農業者など）に貸付けなどを行ったものであること。
 - ② 利用権設定に係る農地が農用地区域内であること。
 - ③ 存続期間が6年以上の利用権設定であること。
- ・ 奨励金の額 農地の受け手に対し 20,000円/10アール

事前にご相談ください

この事業に取り組みようとお考えの農地所有者の方は、あらかじめご相談ください。

ご 注 意

農地の受け手があらかじめ決まっているものや、単なる交換のように農地の効率的な利用につながると認められない利用権設定、農地利用集積円滑化団体が利用調整を行ったと実質的に認められない利用権設定は、奨励金の対象となりません。